

# 託送料金認可取消請求事件

## 第4回口頭弁論

### 弁護士意見陳述

2021.9.13

原告訴訟代理人  
弁護士 馬場 勝

# 平成25年判決の整理①

- ▶ 被告の主張
- ▶ 最高裁平成25年判決は事例判断にすぎず、当該判断枠組みに沿って判断されるべきではない。
- ▶ 電気事業法は小売り電気事業者の個別的利益を保護するものではなく、原告に原告適格は認められない。

## 平成25年判決の整理②

- ▶ しかし、
- ▶ 処分の名宛人とはなされていないものの、処分の法的効果によって自己の権利を侵害され又は侵害されるおそれがあるという点では、処分の名宛人と同様の立場にある者ということができ、法律上の利益の有無についても処分の名宛人に準じた位置づけがされているものと考えられる。
- ▶ (甲11・判例タイムズ1396号148頁より引用)

## 平成 25 年判決の整理③

- ▶ 行政事件訴訟法 9 条 1 項にいう「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」というと解釈されている。
- ▶ 最高裁平成 25 年判決はあくまで「自己の権利」に関わる範囲に関して述べたのであって、行政事件訴訟法 9 条 2 項を持ち出すまでもなく判断したもの。
- ▶ (甲 1 2 ・ 重要判例解説より引用)

# 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が課せられる仕組み①

- ▶ 託送供給等約款の変更認可処分によって、
- ▶ ㊦一般送配電事業者は託送供給契約の相手方に対し賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課す権限を有するという効果を有する。
- ▶ ㊧一般送配電事業者が任意で賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収しないといったことやその金額を交渉することは一切想定されず、託送供給契約の相手方に対し一律に適用されることが予定されている。

# 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が課せられる仕組み②

- ▶ そうすると、
- ▶ 経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給約款が直ちに適用される。
- ▶ そのため、託送供給契約の相手方からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課される地位に立たされることになる。

# 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が課せられる仕組み③

- ▶ したがって、
- ▶ 託送供給契約の相手方は、経済産業大臣が本件変更認可処分をしたことでの法的効果による権利の制限を受けるといえ、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取り消しを求めるにつき、法律上の利益を有する者にあたり、原告には原告適格が認められる。

# 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は本件省令により一般送配電事業者がその回収を義務として課せられること①

## ▶ 被告の主張

▶ 託送供給等約款の変更認可の小売り電気事業者への影響は、・・・一般送配電事業者と小売り電気事業者との合意によるものであって、託送供給等約款の認可処分の法的効果は、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款を用いて託送供給を行うことができる地位を与えるにとどまる。

▶ (被告第3準備書面16～17頁)

## 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は本件省令により一般送配電事業者がその回収を義務として課せられること②

- ▶ しかし、
- ▶ 一般送配電事業者において、託送供給契約の相手方から回収する・回収しないなどといった自由はない。
- ▶ 鉄道運賃変更はあくまで鉄道事業者の任意の判断により変更を求められるのに対し、今回の賠償負担金及び廃炉円滑化負担金においてはそのような任意の判断で回収しないという余地はない。

## 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は本件省令により一般送配電事業者がその回収を義務として課せられること③

- ▶ 鉄道運賃認可の場合は、その都度、鉄道運送契約が締結されるので、運賃認可がされた時点では事業者と旅客との間では契約が締結されておらず、認可の効果は、認可を踏まえて変更された内容の契約を旅客が締結することによって生じる。
- ▶ 他方、託送供給契約の場合は、すでに一般送配電事業者と小売電気事業者との間で契約が締結済みであり、新しく契約を締結することはない。その結果、変更認可処分がなされた時点で直ちに契約内容が変更され、小売電気事業者もそれに拘束される。
- ▶ 両者には明確な違いがあり、同一に論じることができない。

## 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は本件省令により一般送配電事業者がその回収を義務として課せられること④

- ▶ 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金においては、経済産業大臣による託送供給等約款の変更認可処分がなされた時点で必然的に託送供給契約の相手方が一般送配電事業者に対し、それらの支払いをすべき義務が具体化し、直ちにその法的効果を発生させるものとなっている。

# 本件では行政事件訴訟法 9 条 2 項の議論にはならないこと①

## ▶ 被告の主張

▶ 電気事業法の趣旨・目的は総体としての需要家全体の利益を一般的公益として保護することであり、託送供給契約の相手方の個別的利益を保護するものではない。

▶ (被告第 3 準備書面 2 3 頁)

# 本件では行政事件訴訟法 9 条 2 項の議論にはならないこと②

- ▶ しかし、
- ▶ 本件変更認可処分によって託送供給契約の相手方である原告は、「自己の権利」に関してその支払義務が必然的に課せられているのであって、行政事件訴訟法 9 条 2 項の議論が出てくる余地はない。

## 本件では行政事件訴訟法 9 条 2 項の議論にはならないこと③

- ▶ 仮に被告の主張を前提とすると、電気事業法は賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収相手となる託送供給契約の相手方も、そして一般消費者も電気事業法によって保護される個別的利益は存在せず、託送供給約款に対する処分の取消訴訟は処分の名宛人である一般送配電事業者しかできなくなる。
- ▶ しかし、これは徒に原告適格の範囲を狭め、かつ、行政事件訴訟法の改正背景や最高裁平成 25 年判決をはじめとした原告適格に対する最高裁判所の解釈方針とも整合しない不当な主張。

# 終わり